

別紙

第2条 輸入穀類等検査要綱（昭和46年2月6日付け45農政第628号農政局長通達）の一部を次のように改正する。
別記様式1を次のように改める。

5.對黑人1 (第2圖供)

$$\mathbb{E} \quad \mathbb{E}_\pi \quad \Pi$$

(黄桃仁) ○○植物药类 (平药) 牙 (支子・白梨子) 植物药类可 煎

(輸入者又は製造者)

228

大 久

· 造 假 主 腦 ·

＊注
月 4 日 記入の通り、ウ（ホ）張紙の下に松紙等について一紙枚並による複重利具の適用を交えたので、差しします。

5

姓 入 者	試験の種類・名称	添付写真枚数	基 本	備 考

6-9-52

* (7) 当該輸入者が催物を輸入しようとする場を記入する。

別記様式2及び別記様式3中「㊟(注)」を削り、「㊟」を削り、(注)を削る。
別記様式4(イ)及び別記様式5中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。